

グーグル・ブック検索訴訟 日本の書籍は和解の対象外へ

グーグル・ブック検索訴訟で、原告（全米作家協会、全米出版社協会）と被告（グーグル）による和解修正案が11月13日にニューヨーク連邦地方裁判所に提出された。同地裁は、和解修正案に対し予備承認を与え、利害関係者による意見の提出期限を2010年1月28日に設定、さらに同2月18日に公聴会を開いて、最終承認を与えるかどうかを決定する予定である。

修正和解案では、今回の和解の対象書籍を、2009年1月5日までに米国著作権局に登録した書籍（米国で発行された書籍を含む）か、英国、カナダ、オーストラリアで同日までに発行された書籍に限定している。つまり、日本で発行された書籍で、米国著作権局に同日までに登録していない書籍は、すべて今回の和解の対象外となる。そのため、書籍がデジタル化されている場合でも、1冊60ドルの解決金の支払等を受けることはできない（グーグルに対して米国で新たな訴訟を提起することはできる）。

グーグルへの書籍「除外」要請について

なお、グーグルとしては、和解の対象外の書籍（日本で発行された書籍を含む）についても、出版社から要請があれば「除外」を行うとしている。

「除外」要請により、すでにスキャンされている書籍については、検索結果、表示から除外され（データの物理的削除は不可能）まだスキャンされていない書籍については、スキャン対象から外れることになる。

「除外」要請がない書籍をグーグルが自主的に「除外」ということはない。

「除外」要請がなされなかった2009年1月5日までに発行の書籍については、グーグルは今後もデジタル化を行っていくとしているが、2009年1月6日以降に発行の書籍については、パートナープログラムを通じて権利者（出版社・著者）と協業しながらデジタル化・検索可能化に注力するとしている。

グーグルへの「除外」要請の方法は、

【パートナープログラムに加入していない場合】は以下のサイト

<https://books.google.com/partner/exclusion-signup?hl=ja>

において除外手続き用のアカウントを作り（ローマ字入力）その後、除外する書籍のリストを送付する手順となる。

【パートナープログラムに加入している場合】は下記サイトに掲載の手順となる。

<http://books.google.com/support/partner/bin/answer.py?answer=22172&hl=ja>

Google ブック 検索和解に関する著者、出版社およびその他書籍の権利所有者に対する補足通知書

Authors Guild (米国作家協会) 他対 *Google Inc.* 訴訟の両当事者は、2008年10月に本訴訟の和解を発表し、当該和解案(以下「和解原案」とする)の通知書を送付しました。両当事者は今回、米国司法省との話し合いおよび和解原案への異議に応じて和解案を修正しました(以下「修正和解案」とする)。修正和解契約(以下「ASA」とする)、ならびに和解原案および当初の通知書は、ウェブサイト <http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/> でご覧いただくか、または7ページにある連絡先情報を使って和解管理者から入手することができます。

本補足通知書は、当初の通知書と差し替えられるものではなく、当初の通知書を補完するためのものです。本補足通知書は以下の事項を規定しています。

- 1) 和解原案への具体的修正事項、
- 2) 修正和解案に基づくあなたの権利(本補足通知書の6ページを参照)、および
- 3) 修正和解案が最終承認を受けるかどうかを決定するための公正公聴会の日時(本補足通知書の7ページを参照)。

重要な最新情報: 現金支払いのために書籍と挿入物の請求を行う期限は、2010年1月5日から2011年3月31日に延長されました。Googleへの削除要請期限は、2011年4月5日から2012年3月9日に延長されました。(図書館のデジタルコピーに関する削除期限は、2011年4月5日のままです。)

和解原案に対する修正の概要

1. **和解集団の修正について。** 書籍の定義が狭められました。その結果、和解原案の下では集団構成員であった方々の多くが、修正和解案の下では集団構成員ではなくなっています。

修正和解集団に含まれる権利所有者

- 米国の作品については、書籍の定義はおおむね変わりありません。米国の作品が修正和解案に含まれるためには、その作品が2009年1月5日までに出版され、米国著作権局に登録されている必要があります。
- しかしながら修正和解案の下では、2009年1月5日までに出版され、その日付までに米国著作権局に登録されたか、カナダ、イギリス(以下「英国」とする)またはオーストラリアで出版された書籍のみが修正和解案に含まれます。

書籍の定義を狭めた結果、挿入物の範囲も狭められました。

あなたが米国、カナダ、英国、またはオーストラリアに在住していない場合でも、修正和解集団の構成員である場合があることにご留意ください。あなたの作品が上記の基準を満たしている場合は、あなたの居住地、また作品が他のどの地域で出版されたかにもかかわらず、あなたは修正和解集団の構成員となります。(ASA 第 1.19 項)

印刷された作品に、出版地がカナダ、英国またはオーストラリアの3カ国のうちのいずれかであることを示す情報が含まれている場合、その作品の出版地は上記3カ国のいずれかであると見なされます。こうした情報の例には、当該書籍は「[カナダあるいは英国またはオーストラリア]で出版」されたという記述や、出版社がそれら3カ国のうちのいずれかに所在するという記述または住所情報などがあります。

修正和解集団に含まれない権利所有者

これらの修正の結果、あなたが所有する米国著作権が、(a) 2009年1月5日までに出版されておらず、かつ米国著作権局に登録されていない、または(b) その日までにカナダ、英国またはオーストラリアで出版されていない作品のもののみである場合は、たとえこれまで当初の和解集団の構成員であったとしても、あなたは修正和解集団の構成員にはなりません。

あなたが修正和解集団の構成員ではない場合、あなたには修正和解案への参加資格がなく、その条件に拘束されることはありません。あなたは、著作権で保護されたあなたの作品の許可のないデジタル化および使用について、Googleに対して訴訟を起こす全ての権利を保持しています。そのようなデジタル化および使用についてGoogleを訴えることを希望する場合、あなたは別の訴訟でそれを実行する必要があります。あなたの権利は、そのような訴訟を提起できる期間を制限する法律の影響を受ける可能性があります。Googleに対して訴訟を起こすことに関心がある場合は、あなたご自身の弁護士にご相談ください。

あなたが和解原案の下で集団構成員であったものの、修正和解案の下では集団構成員でなくなる場合は、<http://books.google.com/books-partner-options> を閲覧してください。このサイトでは、あなたの作品をGoogleのデータベースから削除することについてGoogleの現時点での方針を読むことができます。また、Googleが修正和解案に類似する方法・条件で、あなたの作品をアクセス可能にすることに関心を持っていることについても知ることができます。

2. 「市販書籍」について。修正和解案では、書籍が世界のどこかの販売者によって、米国、カナダ、英国またはオーストラリアの購入者に対し新刊で販売されている場合、その書籍は「市販されている」ものであると明言しています。(ASA 第 1.31 項)

今回の修正和解案では、Googleは「市販されていない」と分類した書籍を、その分類がなされた日、または発効日のいずれか遅い方から少なくとも60日間表示しないと規定しています。今回の修正和解案ではまた、権利所有者が書籍は「市販されている」と主張する場合、Googleが争議においてその主張への異議申し立てに成功しない限り、Googleは当該書籍を表示しないと規定しています。(ASA 第 3.2 項 (d) (i) および第 3.3 項 (a))

3. レジストリ理事会のカナダ、英国およびオーストラリアの権利所有者の代表について。修正和解案では、著作権レジストリ理事会(以下、「レジストリ」とする)には、カナダ、英国、およびオーストラリアからそれぞれ、著者および出版社のディレクターを最低限1人置くと規定しています。(ASA 第 6.2 項 (b) (ii))

4. 米国外の権利所有者のための監視。修正和解案によって認可されたサービスは米国外のユーザーには利用できないため、レジストリは要請に応じてGoogleによる書籍および挿入物の使用を監視し、それらが修正和解案の要件および権利所有者の指示に従っていることを確認します。またレジストリは、またかかる権利所有者が、請求した書籍および挿入物を自ら監視し検証できるような手段を提供するよう努めます。(ASA 第 6.1 項 (f))

5. **紛争解決は権利所有者の任意。** 今回の修正和解案では、権利所有者間における紛争の調停を、権利所有者が、修正和解案の紛争解決機能に基づいて行わないことに合意する場合もあると規定しています。さらに権利所有者（Google ではなく）は、旅費を節約するために、電話会議またはビデオ会議によって調停に参加することができます。（ASA 第 9.1 項 (a) および第 9.3 項 (a)）
6. **未請求の書籍および挿入物の権利所有者のための独立した代表について。** レジストリは、未請求の書籍および挿入物の利用に関して権利所有者の利益を代表する責任を負う受託者を信任します。（ASA 第 6.2 項 (b) (iii)）
7. **未請求の書籍と挿入物および未請求資金。** 修正和解案では、レジストリはその設立時から、権利所有者の所在を確認する取り組みのために和解資金を使用することを明言しています。今回修正和解案ではまた、未請求の書籍と挿入物の権利所有者へ支払うべき資金（以下「未請求資金」とする）は、一般的な運営または引当金のためにレジストリによって使用されることはなく、また請求を提出した権利所有者に分配されることもないと規定しています。修正和解案では、和解原案に以下のような変更を行っています。(a) 未請求資金が 5 年間据え置かれた後、レジストリはカナダ、英国およびオーストラリアの組織と協力し、また受託者と相談して、資金の最高 25% までを権利所有者の所在確認のためにのみ使用できる。および (b) 残りの未請求資金は、権利所有者のために少なくとも 10 年間保管され、その後レジストリは、施行時期に関する受託者の承認に従い、権利所有者、米国全州の司法長官および完全参加図書館・協力図書館に通知後、未請求資金を米国、カナダ、英国およびオーストラリアの識字教育に関連する慈善団体に分配する許可を裁判所に申請することができる。（ASA 第 6.3 項）
8. **請求プロセスおよびウェブサイトの改善に対する確約。** 修正和解案では、レジストリおよび Google は（Google がレジストリに対して運営上の支援を提供し続ける限り）、書籍および挿入物の請求を促すために、和解ウェブサイトを維持し改善すると規定しています。Google はまた、書籍データベースの間違いを訂正するよう取り組みます。（ASA 第 13.3 項）
9. **追加収入モデル。** 今回修正和解案では、将来的に導入する可能性のある新規の収入モデルを以下の 3 つの追加収入モデルに制限しており、これらはレジストリの承認が必要となります。
- 1) オンデマンド出版（需要に基づく出版＝プリント・オン・デマンド。以下「POD」とする）、
 - 2) ファイルダウンロード（以前は「PDF ダウンロード」と規定）、および
 - 3) 消費者購読。
- 修正和解案では、[当該修正和解案が] 承認された場合、POD を「市販されていない」書籍に制限します。さらに修正和解案では、追加収入モデルに関する Google および権利所有者間での収入分割は、既存の収入モデルのものと同じになることを規定しています。
- 最後に、修正和解案では、請求作品の権利所有者（および未請求作品の受託者）には、追加収入モデルが開始される前に、時宜にかなった事前通知と共にそのモデルから作品を除外する機会が与えられると規定しています。（ASA 第 4.7 項）
10. **市販されている書籍に対する異なる収入分割への合意について。** 修正和解案では、市販されている書籍に関して、Google または権利所有者のいずれかが、あらゆる収入モデルに対する 63% 対 37% の標準収入分割について再交渉を要請できると規定しています。両当事者が合意できない場合は、

両当事者のいずれも、収入モデルにおいて当該権利所有者の書籍を提供する義務を負いません。
(ASA 第 4.5 項 (a) (iii))

11. 消費者購入販売価格からの割引。 Google は今回から、権利所有者のレジストリに対して割引なしの販売価格（リストプライス）の 63% を支払い続ける限り、消費者購入に対して書籍の販売価格を割引きする無制限の権利を有することになります。レジストリもまた、Google が販売価格からの割引価格で消費者購入に対して書籍の特別提供を行い、権利所有者のレジストリに対して割引販売価格の 63% を支払うことを Google に許可することができます。ただし、請求を提出した権利所有者（および未請求書籍の受託者）は、この割引価格案について通知され、自身の（または未請求の）書籍について、その案に反対することができます。（ASA 第 4.5 項 (b) (i) および (ii))

12. 消費者購入の再販。 修正和解案では、Google が消費者購入によって提供される書籍への消費者アクセスを第三者が販売することを許可し、その際には再販業者が収入分割における Google の持ち分 37% の大部分を受け取るよう求めています。（ASA 第 4.5 項 (b) (v))

13. 非差別条項（いわゆる「最恵国待遇」条項）。 和解原案の第 3.8 項 (a) は修正和解案から削除されました。

14. 和解管理による価格設定。 修正和解案では、消費者購入の和解管理価格を設定するために使用される価格決定アルゴリズムは、競争市場での価格をシミュレーションして作成されること、および書籍の価格はその他のいかなる書籍の価格の変更に関係なく設定されることを明言しています。修正和解案ではまた、レジストリは書籍に対する和解管理価格を当該書籍の権利所有者以外の誰にも開示しないことを明言しています。（ASA 第 4.2 項 (b) (i) (2)、第 4.2 項 (c) (ii) (2) および第 4.2 項 (c) (iii))

15. 機能制限の修正。 権利所有者は、コピー／貼り付けおよび印刷といった収入モデルで提供される機能に対する修正和解案の既定制限を変更または除去することを Google に許可できます。（ASA 第 3.3 項 (g))

16. 代替ライセンスに対するレジストリの支援（クリエイティブ・コモンズを含む）。 修正和解案では、レジストリは今後、消費者購入に代わる代替ライセンス（クリエイティブ・コモンズ・ライセンスなど）を通じて自身の作品を利用できるようにしたいという権利所有者の希望をかなえられるようにしていくと規定しています。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスに関する情報は、<http://www.creativecommons.org> をご覧ください。修正和解案ではまた、権利所有者は自身の書籍の消費者購入価格を、自由にゼロに設定できると明言しています。（ASA 第 1.44 項、第 4.2 項 (a) (i) および第 4.2 項 (b) (i) (1))

17. 公共アクセス端末。 修正和解案では、レジストリが公共図書館で公共アクセス端末数を増やすことに合意することを許可しています。（ASA 第 4.8 項 (a) (i) (3))

18. 絵画作品。 修正和解案では挿入物の定義に児童図書のイラストは含まれません。（ASA 第 1.75 項）ただし、修正和解案では、グラフィック・ノベルや子供の絵本などの絵画作品を書籍の定義に含めることは変更せず、また絵画画像の米国著作権所有者が書籍の権利所有者でもある場合にのみ、そうした書籍の絵画画像を表示することを Google に許可すると規定しています。修正和解案ではまた、漫画本は定期刊行物と見なされ、定期刊行物（ならびに定期刊行物を編集したもの）は「書籍」の定義に含まれないため、修正和解案に含まれないことを明言しています。（ASA 第 1.104 項）

19. 楽譜。書籍の定義は、音楽を演奏するために主に使用される書籍を除外するという当事者の目的をより適切に達成するために、修正和解案で修正されました。(ASA 第 1.19 項) また「楽譜」は、今後挿入物の定義には含まれません。(ASA 第 1.75 項)

20. 使用料およびインクルージョン手数料の請求期限。今回から、まだ自身の書籍を請求していない権利所有者のために少なくとも 10 年間使用料が保持されることになり、また権利所有者は自身の書籍または挿入物を有効日から 10 年間 (これまでの 5 年間から変更) 以内に請求すれば、インクルージョン手数料を受け取る資格を得ることになりますが、どちらの場合も和解原案に既定されたとおりです。(分配プラン第 1.1 項 (c)、第 1.2 項 (c) および第 2.2 項)

修正和解契約に基づくあなたの権利

修正和解集団の構成員には以下の選択肢があります。

状況	必要な手順	期限
修正和解集団に留まることを希望する (以前に和解原案からオプトアウトしなかった場合)	現時点では何もする必要はありません。	該当なし
修正和解集団に留まることを希望し、かつ2009年5月5日以前にスキャンされた書籍または挿入物に対して現金支払いを希望するが、書籍および挿入物をまだ請求していない	ウェブサイト http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/ 、または和解管理者から入手可能な請求フォームを使って請求を提出する必要があります。	2011年3月31日
請求フォームを使って既に書籍および挿入物を請求した	現時点ではそれらの書籍および挿入物に関して、追加の手続きを行う必要はありません。	該当なし
和解原案からオプトアウトし、修正和解案からもオプトアウトのままであることを希望する	再度オプトアウトする必要はありません。和解原案からのオプトアウトは、修正和解案からのオプトアウトとしても有効です。	該当なし
和解原案からオプトアウトしなかったが、修正和解案からオプトアウトすることを希望する	当初の通知書およびウェブサイト http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/ の案内に従って手続きをしてください。	2010年1月28日
和解原案からオプトアウトしたが、修正和解案へオプトバックイン(参加に戻る)することを希望する	和解管理者または集団弁護団に通知するか、またはウェブサイト http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/ で「オプトバックイン・フォーム」を記入することにより、オプトバックインすることができます。	2010年1月28日
修正和解案の条件に異議を申し立てることを希望する	まだ修正和解案からオプトアウトしていない場合、当初の通知書または http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/ にある案内に従って修正和解案に異議を申し立てることができます。 現時点では、和解原案を修正する規定に対してのみ異議を唱えることができます。 和解原案に関連して申し立てられた異議はすべて、撤回されない限り保存されており、再度申し立てるべきではありません。	2010年1月28日
公正公聴会に出席して発言をしたいが、まだ出席希望通知を提出していない	当初の通知書およびウェブサイト http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/ の指示案内に従って出席希望通知を提出してください。	2010年2月4日

公正公聴会の日時変更のお知らせ

裁判所は 2010 年 2 月 18 日午前 10 時にアメリカ合衆国ニューヨーク南地区連邦地方裁判所 (500 Pearl Street, New York, NY 10007) の 11A 法廷において公正公聴会を開き、ASA に規定される本修正和解案が公正、適正かつ妥当であるかを検討します。公正公聴会への参加に関する詳細情報については、当初の通知書をご覧ください。

本補足通知書または修正和解案に関して質問がある場合は、集団弁護団または和解管理者にお問い合わせください。問い合わせ先情報は当初の通知書またはウェブサイト <http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/> でご覧いただけます。和解管理者への問い合わせは、以下の住所または電話番号でも行えます。

Google Book Search Settlement Administrator

c/o Rust Consulting, Inc.

PO Box 9364

Minneapolis, MN 55440-9364

+1-612-359-8600 (通話料金がかかる場合があります。フリーダイヤル番号は、ウェブサイト

<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/> で入手できます。)